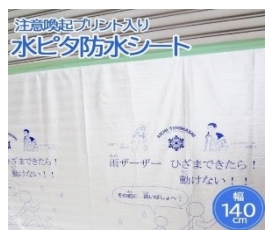


消防PRグッズ開発企業を募集します。

豊橋市消防本部は、消防本部及び消防団に関するPRと各種消防情報の発信を目的に、消防PRグッズを開発していただける企業を募集します。グッズを通して消防士や消防団になりたいと憧れを抱いてもらったり、消防について考えてもらうきっかけとなるような啓発品を待っています！



消防PRグッズ

事業イメージ

STEP 1 企業からの応募

STEP 3 企業により商品化 販売開始



応募方法及び応募期間

応募票を提出。詳細は募集要項参照
応募期間は随時募集しています。

お問い合わせ

豊橋市消防本部総務課
 (0532) 51-3105
 (0532) 56-2200
 shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp

STEP 2 協定書締結



STEP 4 企業に憧れ寄附金への協力をお願いします。

STEP 5 消防PR事業に活用



消防 P R グッズ開発企業募集要項

■ 応募資格

豊橋市内の企業が望ましいですが、他市の企業でも可です。

■ 応募方法

下記応募票を提出してください。

■ 提出先・問合せ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館 5階

豊橋市消防本部総務課人事教養担当

TEL : 0532-51-3105

FAX : 0532-56-2200

E-mail : shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp

■ 応募に関する注意事項

(1)PRグッズについて

次の内容に該当する、あるいは該当する恐れがあることが判断したものは除外します。

- ①公序良俗に反するもの
- ②政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
- ③個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ④その他、不適切な内容、表現が含まれているものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください

(2)PRグッズの権利等について

- ①PRグッズに使用する写真やイラストは、著作権処理が必要ないもの
- ②第三者の肖像権（人物、**美術品**、商標、建築物など）、プライバシーの権利を侵害することのないようにしてください。
- ③万一、応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、消防本部は一切対応しません。

(3)協定書の締結について

- ①応募票の提出後、打ち合わせを行い、協力していただく場合は協定書を締結します。
- ②打ち合わせの結果、協力できない場合がございますのでご了承ください。

(4) P R グッズの使用される想定ケース

- ①消防本部及び消防団で開催する各種イベント
 - ②防火防災促進、消防団による行事のための啓発品等
- ※ P R グッズの販売ロット数を消防本部が確保するものではありません。

(5)消防士への憧れ寄附金について

- ①「消防士への憧れ寄附金」への協力をお願いします。
- ②寄附金は消防 P R 事業に活用させていただきます。

(6)その他

- ①制作、応募等にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ②消防車の写真データの引き渡し、撮影等は協議のうえ協力します。
- ③契約金・委託金等は一切支払いません。
- ④ P R グッズを消防広報に使用する場合があります。

応募票

P R グ ッ ズ	グッズタイトル	
	商品の形状	
	商品の解説 (見どころ・意図)	
応 募 者	応募企業名	
	担当者名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

募集要項の内容を全て確認し、承諾しました。

← 承諾後、☑をして提出してください。

■ 提出先・問合せ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館5階

豊橋市消防本部総務課人事教養担当

TEL : 0532-51-3105

FAX : 0532-56-2200

E-mail : shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp